各国の原子力発電を巡る状況

		今		回 の 調 査 国		参考		
		ドイツ	フランス	ベルギー	スウェーデン	フィンランド	日本	アメリカ
追	重転中の原子炉基数	19	56	7	11	4	52	103
電気	[出力(万KW グロス)	2236.5	6292.0	599.5	982.2	276.0	4574.2	10117.0
再処理・直接処分の選択		再処理は2005年まで。以後は 直接処分	全量再処理を進めていたが、現 在再処理と直接処分を組み合わ せることも検討中。		直接処分	直接処分	再処理	直接処分
使用済燃料貯蔵対策		り、再処理のための使用済燃料	あるが、このうち、UP3は海外向けに使用されており、フランスの年間発生量1200tのうち、400tが	ンスのコジェマとの間で結ばれた協定にしたがって、コジェマがフランスで再処理。しかしながら、新規の再処理契約については、ベルギー政府が再処理と直接処分2つのオプションを比較検討し	燃料がBNFLに送られたが、それ 以後は直接処分が選択され、ス ウェーデン核燃料廃棄物管理会 社(SKB)が中間貯蔵、最終処分 を担当。 1985年からオスカーシャムの敷 地外中間貯蔵施設(5000t)が運	り、当初、ロシアとの間で結ばれた契約に従い、使用済燃料はロシアへ返還され再処理されてきた。しかし1994年法改正により、	現在、原子力発電所及び再処理 工場に保管。 全発生量13,590tU(H10.9現 在) 1999 中間貯蔵設備設置に係る 法整備 2001 むつ市で立地可能性調査 開始	省(DOE)に処分場と中間貯蔵施設の立地、建設が義務付けられているが、事業が遅れており、貯蔵容量に余裕のない電力会社は、独自に敷地内貯蔵施設を建
7	プルサーマルの実施	14基で装荷実績あり。 (実施中)	21基で装荷実績あり。 (実施中)	3基で装荷実績あり。 (実施中)	1970年代初期に1基で装荷実績あり。	なし	2基で少数体装荷実績あり。	主に1960年代から1970年代にかけて6基で装荷実績あり。
使用済燃料・高	処理方針	ガラス固化体及び使用済燃料の 地層処分	地層処分、長期貯蔵等さまざま なオブションを検討中。	ガラス固化体を中間貯蔵の後、 国内で地層処分する計画。現 在、政府は直接処分も検討。	使用済燃料の地層処分	使用済燃料の地層処分	ガラス固化体として一時保管 後、地層処分	民間の使用済燃料は地層処分 軍事の高レベル放射性廃棄物 はガラス固化体として地層処分
	最終処分候補地	ゴアレーベンを候補地として調査 が進められていたが、中断。	未定	未定	未定	オルキルオト(ユーラヨキ自治体)	未定	ユッカマウンテン(ネバタ州)
	処分実施主体		関 公的機関)	放射性廃棄物·核物質管理庁 (ONDRAF/NIRAS)	SKB (スウェーデン核燃料廃棄物管 理会社 電力出資の株式会社)	ポシヴァ社 (原子力電気事業者が設立した 民間会社)	原子力発電環境整備機構	DOE-OCRWM (米国エネルギー省民間放射性 廃棄物管理局 連邦機関)
	処分開始予定時期	未定	未定	未定	2020年頃	2020	平成40年代後半 (2030年代)	2010年
『レベル放射性廃棄物対策		が義務づけられていたが、1994年法改正がなされ、「再処理」、	き、分離変換技術、深地層処分、長期貯蔵の3つの研究開発を進め、2006年に方針を決定する。 1999 ムーズ県ビュール地下研	地層処分することが計画されて おり、モル・デッセル地区のブー	う3地点選定。 2地点が調査実施を受入	使用済燃料最終処分場予定地	平成20年代前半(2010年頃)精密調査地区選定 平成30年代後半(2025年頃)処分 地選定	1987年にユッカマウンテンを候補地として選定し、サイト特性調査を進め、2002年1月 DOEによる大統領への処分サイト勧告大統領は、2月15日、最終処分場建設を承認。ネバダ州知事は4月9日処分場受け入れを拒否したが、今後は連邦議会で最終的な是非を決定。下院は5月15日処分場建設を承認。2005 建設開始予定。2010 操業開始予定。
]発電所の立地・廃止措	日、原子力発電の廃止について 主要電力会社と合意した。合意 内容は、(1)原子力発電による総 発電電力量を約2.6兆kWhとす る、(2)原子力発電所の平均運転 期間を32年とする、(3)再処理の	力発電所が運転中であるが、運 転期間を40年とした場合、2020 年頃に初期の原子力発電所が 運転を終了することになる。経済 省は、現時点では、この終了に ともない不足する発電量を補う 方法としては、既存の原子力発 電所の運転継続が発電コスト的 には最も望ましい選択と考えら	で、同国の原子力発電所を2025 年までに段階的に全廃する法案 の議会提出を決定した。法案 は、現在稼動中の7基の商業用 原子炉について、40年の耐用年 数を迎えるものから順次閉鎖す るというもの。新規原子炉の建 設は行わず、代替エネルギーで まかなう方針。しかし、フェルホフ	民投票が行われ、原子炉は12基に限定され、耐用年数(25年)がきた時点で廃止(最後の原子炉を2010年)との方針が決定された。 その後、1997年2月、与党間でバーセベック1、2号機を閉鎖することで合意し、1999年11月に1号機は閉鎖された。2号機については、代替電力の確保が困難	子炉の建設計画について承認した。 建設予定地については未定。なお、すでに2基の原子炉が立地している2自治体は、新規原子力発電所建設の受け入れに同意している。	設中。日本原電東海発電所(16 万6千Kweガス炉)は平成10年3 月末に営業運転を終了。平成1 3年10月には解体届を提出。	かったが、1980年代以降も約50 基の原子炉が運転を開始してお